

質問回答

2014年4月16日

「スーダン国「農業再活性化計画」実施能力強化プロジェクト(2)」

(公示日:2014年3月19日 / 公示番号:8)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

なお、下表中の質問回答1は4月9日にホームページ掲載済みであり、このたび質問回答2を追記します。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 P.3 の「第 5 プロポーザルに記載されるべき事項」 「3 業務従事予定者の経験、能力等」	<p>業務管理グループを提案し、副業務主任者を「副総括 / 稲作栽培1」とする場合は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2013年11月)」の P.8 には、様式 - 5(その3)として、総括業務に関連する類似業務経験3件と、評価対象分野(当案件では稲作栽培)に関連する類似業務経験3件、合わせて計6件を書くことが必要と示されています。</p> <p>当方プロポーザルにおいては、「総括」が現地に滞在しない期間が数ヶ月にわたるため、この間の現地における総括代理を「稲作栽培1」にし、「副総括 / 稲作栽培1」として提案したく考えています。他方、予定している「副総括 / 稲作栽培1」の者はこれまで総括の経験がありません。したがって、副総括としての類似経験を記すことができません。このような場合にも、当方の考えのように同副総括予定者を副総括として提案しても可でしょうか？</p>	<p>プロポーザルにおいて貴見のとおり御提案戴くことは可能です。</p> <p>ただし、そのプロポーザルの評価にあたっては、総括業務の経験を有しない方が数ヶ月間にわたって総括代理を務める計画であると理解し、その理解のもと、業務体制や副総括従事予定者の能力経験を評価することになります。</p>
2	「第 2 業務の目的・内容に関する事項」の P.5 の冒頭の「(4)プロジェクトの終了時評価」	<p>プロジェクトの終了時評価は、従来通り貴機構より外部のコンサルタントに発注され、プロジェクト実施側は資料等の整理・提供および現地調査での必要な便宜供与をすることと理解して可でしょうか？</p>	<p>終了時評価の具体的な実施体制については後日決定しますが、本件契約とは別に評価分析コンサルタントを備上することを想定しています。</p> <p>終了時評価実施に際し本件契約業務による協力を予定する内容は、業務指示書の左記箇所に記載のとおりです。</p>

以上